

社会保険の扶養家族に該当しませんか？

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

社会保険などの健康保険に加入されている方の扶養家族は、その健康保険に加入することができます。町の国民健康保険には扶養という制度がなく、0歳から74歳まで一律に保険料がかかりますが、社会保険の保険料は被扶養者が増えても金額が変わりません（※）。社会保険の扶養家族として加入できるかは、生活の実態や実状により各保険者が総合的に判断しますので、加入を希望する健康保険の担当者にご相談ください。

※40歳から64歳の方は、介護保険料を徴収されることがあります。
75歳以上の方は、「後期高齢者医療制度」の被保険者となるため、社会保険の扶養には入れません。

●扶養者の認定

扶養者と認められるためには、基準を満たす必要があります

○被扶養者の範囲（被保険者との関係により、同居の要否が異なります）

- (1) 被保険者と同居していなくてもよい者
…配偶者（内縁も含む）、子、孫、弟妹、父母、祖父母などの直系尊属
- (2) 被保険者と同居していることが必要な者
…（1）以外の3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母および子

○収入要件（保険者によって異なる場合があります）

年間の収入が130万円未満（60歳以上または障害者の場合は、年間収入が180万円未満 かつ同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の年間収入の半分未満
別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満
※被扶養者の収入には、雇用保険の失業給付、公的年金、健康保険の傷病手当や出産手当金も含まれます



●社会保険に被扶養者として加入した場合は、国民健康保険の資格を喪失する手続きが必要です

【窓口】 住民福祉課 国保年金係（役場1階②番窓口）

【持ち物】 新しい社会保険などの健康保険証（加入した全員のもの）、今まで使っていた国民健康保険証、マイナンバーカードまたは、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類（運転免許証等）

年金生活者支援給付金制度のお知らせ

問 住民福祉課 国保年金係 ☎ 62-9111 / 岡谷年金事務所 ☎ 23-3661

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

【対象者】

- ① 老齢基礎年金を受給している方で、以下の要件をすべて満たしている方
 - ・65歳以上
 - ・世帯員全員の住民税が非課税
 - ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が**約88万円以下**
- ② 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が**約472万円以下**の方

不審な電話や案内には
ご注意ください



【請求手続き】

① 新たに年金生活者支援給付金を受け取る方

今回初めて対象となる方には、日本年金機構より9月上旬から、請求手続きのご案内が届きますので、同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和4年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

請求手続きは
お早めに！

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きとあわせて、年金事務所または住民福祉課 国保年金係（役場1階②番窓口）で手続きをしてください。
※すでに年金生活者支援給付金を受け取っている方には請求書は届きませんのでご注意ください。